



△道路行政に關係ある法律、命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す
 △道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は留意なく質問あらん事を望む

◎法令日記

編輯子の机上日記中より法律、勅令、内務省令等の發布を録したる昭和八年五月二十日よりの部分に登載す

○六月二十四日

- 一 勅令第百六十五號 樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ奏任文官特別任用令中改正ノ件

○七月一日

- 一 勅令第百七十三號 内閣所屬臨時職員設置制中改正ノ件
- 一 勅令第百七十四號 大正十四年勅令第百九十號獎勵局ニ臨時職員増置ノ件
- 一 勅令第百七十五號 圖書館令改正ノ件
- 一 勅令第百七十六號 公立圖書館職員令改正ノ件

法 令

○七月五日

- 一 勅令第百八十一號 昭和二年勅令第三十三號（大正十二年勅令第四百十四號ノ建築物ノ除去期限ニ關スル件）中改正ノ件

○七月六日

- 一 勅令第百八十二號 大學特別會計規則中改正ノ件
- 一 内務省令第十八號 福井都市計畫事業道路新設擴築受益者負擔ニ關スル件

○七月八日

- 一 勅令第百八十七號 農村部内臨時職員設置制中改正ノ件
- 一 勅令第百八十八號 地方社會教育職員制中改正ノ件

○七月十日

- 一 勅令第百九十號 行幸啓扈從文官服制中改正ノ件

○七月十二日

- 一 勅令第百九十一號 大正九年勅令第五百四十號市街地建築物法適用區域ノ件中改正ノ件

○七月十五日

- 一 内務省令第十九號 市街地建築物法施行令第三十一條及同法施行規則第百四十九條ノ二ノ規定ニ依リ指定ノ件

○七月二十九日

一法律第五十七號 小切手法裁可公布ノ件

○七月三十一日

一勅令第二百四號 農村負債整理組合法施行期日ノ件

一勅令第二百五號 市町村負債整理委員會令裁可公布ノ件

行政判例

○入札及請負資格停止處分取消請求ノ訴

昭和八年三月九日宣告 昭和七年自第二五四號
至第二六〇號

原告 福井縣南條郡武生町 山本安治郎外六名

被告 福井縣知事

○1 道路工事執行令第六條第一項第六號に所謂入札又は請負に關し不正の行爲ありたるの意義

○2 父の名義にて道路工事の入札又は請負を爲し來りたる者が道路工事請負に關し不正の行爲を爲したる場合に於ける道路工事執行令第六條第一項第六號の適用

〔判旨〕

○1 道路工事執行令第六條第一項第六號に規定する入札又は請負

に關し不正の行爲ありたる者とは、入札人又は請負人が同令所定の義務に違反して入札を爲し又は工事を不正に執行したる者等を指稱せるものにして、單に請負契約を得んが爲又は請負工事の現場監督上の便宜を得んが爲に當該吏員に贈賄せる行爲は右規定に所謂入札又は請負に關する不正の行爲に該當するものに非ずと主張するも、右規定は公正に入札又は請負を爲さしめ且其の工事を執行せしむることを目的とするものなるを以て、同規定に所謂不正の行爲には尙も入札若は請負又は其の工事の執行に關する不正の行爲を總て包含するものと解するを相當とす。從て道路工事に關する請負契約者たることを得んが爲又は其の請負に係る道路工事の現場監督上の便宜を得んが爲に、當該吏員に贈賄したる行爲は、前記規定に所謂請負に關する不正の行爲に該當するものとす。

○2 道路工事に關する入札人又は請負人としての資格なく從來父の名義にて道路工事の入札又は請負を爲し來りたる者が其の道路工事請負に關し不正の行爲を爲したる場合に於ては道路工事執行令第六條第一項第六號の規定の適用に付ては此不正行爲は之を名義人の行爲と看做すべきものと解するを相當とす。

◎都市計畫事業街路修築費負擔金ニ關スル訴

昭和八年四月一日宣告 昭和六年第二八六號

原告 東京市麻布區富士見町 清水靜文外七十九名
被告 東京府知事 參加人 東京市長代理助役

○1 内務省令に依る費用負擔者の指定と受益者負擔金の賦課

○2 道路の改築と隣接土地の權利者の受益

【判旨】

○1 都市計畫法第六條第二項及同法施行令第九條第四號の規定に依れば、都市計畫事業受益者負擔金を賦課するには、其の賦課を受ける者が該事業に因り著しく利益を受ける者なること及内務大臣に於て費用負擔者として指定したる者に該當する者なることの二條件を具備することを要するが故に、内務大臣が關係内務省令を以て費用負擔者として指定したる者に該當する者と雖、當該都市計畫事業に因り著しく利益を受ける者に非されば之に對し受益者負擔金を賦課すべからざるものとす。

○2 道路の修築は交通其の他一般に利益を生し殊に其の道路に隣接せる一定地域内の土地に關する權利者が他の一般の者に比し之が爲著しく利益を受けることは普通に顯著なる事例なり。

【參照】

都市計畫法第六條 都市計畫事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ於テハ國、公共團體ヲ統轄スル行

法 令

政廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政廳ニ非サル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス主務大臣必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ都市計畫事業ニ因り著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

都市計畫法施行令第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ非サレハ都市計畫ニ因り著シク利益ヲ受クル者ヲシテ事業ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得ス
四 前各號ノ外都市計畫事業ニ因り著シク利益ヲ受クル者ニシテ内務大臣ヨリ指定セラレタル者アルトキ

質 疑 應 答

問 道路占用の許可を受け鐵管埋設しある場合該道路が廢道の告示ありたる場合占用許可は當然消滅すべきや、又廢道が法定の保存期間を経過したるときは如何(土合生)

答 道路占用の許可は所謂公物の特別使用權の特許であつて、而して公物使用權の特許は公物の公用廢止により消滅するものであるが(參照美濃部博士行政法撮要下卷二五八頁)道路及其の附屬物

を構成したる物件に付ては道路法第六十二條、及同條に基く勅令（大正八年勅令第四七四號）に依り、國道府縣道に關しては八月、市道町村道に關しては四ヶ月の保存期間を定め、此の期間内に他の道路の區域内に屬することゝ爲りたる場合に於ては、其の管理者に之を引渡すべきものとしてゐるのであつて、此の場合に於ては道路としての公用が繼續せるものと看做すべきで從て占用許可消滅の問題を生しないものと解する。然るに保存期間内に他の道路の區域内に屬することとならなかつた場合に於ては其の所有者に遷付せられ又は道路費用負擔公共團體に交付せられ全く道路法の支配を脱することゝなるのであるから此の場合に於ては保存期間の満了の時に於て占用許可は消滅するものと解する。

（藤村藤治）

問 前問の場合廢道敷が府縣有市有又は町村有となりたるときは府縣市町村は更に手續し使用を許可すべきや、又廢道告示により占用權消滅すとせば占有物件を撤却せしむるも補償の要なきが如きも如何（土合生）

答 府縣有市有又は町村有となりたるときは、之等公共團體の財産であるから、其の定められたる財産管理に關する規定に従ひ使用の許否を決すべきである。前問に對し説明せる如く既に占用權は消滅に歸してゐるのであるから、使用を許可せざる場合占用物

件は別に補償を要せず之を撤却せしむることを得べきである。

（藤村藤治）

問 都市計畫道路施設の際都市計畫法第十六條及同法施行令第十一條の規定に依り地方長官に於て家屋建築を許可するに當り「都市計畫事業執行の際は事業執行者の指示に依り無償を以て本件工作物を撤去すべし」との條件を附したるとき其後該負擔附建物を讓受けたる第三者あるときは其の者に對し事業執行者は無償撤去を命じ得べきや（研究生）

答 本問は地方長官が建築許可に際し附したる右の條件が、單に出願者個人に之を命ずることを目的としたものであるか、或は然らずして其の建物の所有者たる地位に着眼して之を命じたものであるかに歸する、而して此の條件は都市計畫法施行令第十二條（地方長官は第十一條ノ許可ニ都市計畫事業執行上必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得）に基き之を附したるものであつて、同法施行令第十一條及右第十二條の規定並本條件の内容等より見其の後者に屬するものなること明であるから、之が效果は當然建物の相續人及讓受人に及び、從て都市計畫事業執行に當り事業執行者は建物所有者に對し其の無償撤去を命ずることを得べきである。

（藤村藤治）